

新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税の特例減免簡易フロー

※簡易的な判定フローのため、詳細は必ずお問い合わせください。

はい



いいえ



新型コロナウイルス感染症の影響で世帯の主たる生計維持者の収入が減少した。

世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症で死亡または重篤な傷病（1カ月以上の治療が必要）を負った。

世帯の主たる生計維持者の事業（営業・農業）収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年と比べて10分の3以上減少（事業の廃止を含む）する見込みである。

世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下である。

世帯の主たる生計維持者の、前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる種類の収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

申請により、
国民健康保険税の全部が
免除となります。

申請により、国民健康保険税の一部が
減額となります。

※前年の所得状況により保険税の減額割合が異なります。
※会社都合の失業により失業給付を受ける65歳未満の方は、別の軽減制度の対象となりますので、今回の減免対象外となります。

新型コロナウイルス
感染症関連の特例減
免対象外です。